

監査委員	
鈴木	田中

文書閲覧押印欄				
文書取扱員	部長	所属長	係長	係員
○	平岡	平岡	川口	和田

## 宗像市職員措置請求書

### 1. 宗像市長に対する措置請求の要旨

#### (1) 請求の対象行為

玄海小学校改築工事に関する工事費用 9億8246万5050円が資料1のとおり、平成24年12月27日までに宗像市の公金から支出された。当該工事費用は、以下に述べるとおり、違法又は不当な公金の支出である。

よって、監査委員は、市長に対し、支出手続きを行った職員やその責のある職員に対し、支出額の返還をさせるなど、必要な措置を講じるよう勧告することを求める。

#### (2) 前記行為の違法・不当の理由

##### ア. 利害関係者の諮問を欠く行為

宗像市教育委員会が宗像市立学校位置及び通学区域審議会に諮問しなかったことは最高裁判例違反であり、違法である。

監査委員は3月22日付けの住民監査請求の監査結果において、法的拘束力のない諮問機関に位置づけられること及び学校の設置自体が普通地方公共団体の権限であることを勘案し、諮問していないことが適当でなかつたとしても、宗像市が玄海小学校の移転先を決定し、工事を行ったことが違法又は不当であるとはいえないとしている。

しかしながら、最高裁昭和50年5月29日判決における「諮問機関に諮問し、その決定を尊重して処分をしなければならない旨を法が定めているのは、処分行政庁が、諮問機関の決定（答申）を慎重に検討し、これに十分な考慮を払い、特段の合理的な理由のないかぎりこれに反する処分をしないように要求することにより」の箇所から、同判決は法的拘束力のない諮問機関についての判決であり、「行政処分が諮問を経ないでなされた場合は取消をまぬがれることとなるものと解するのが相当である。」との判決趣旨に照らすと、監査委員の判断は最高裁判例を覆すものである。

また、現行の規則において学校の位置を変更する場合には諮問するものと読める以上、過去の経緯から審議を不要として宗像市教育委員会の判断が適当であったかについては疑問が残ると述べているが、その疑問について結論を出さずして、結論を出した監査結果には不信感がある。疑問を解消したうえで、監査結果を出すべきである。

#### イ. 公の施設

公立小中学校は、地方自治法244条にいう「公の施設」であり、その設置・



廃止は条例で定めなければならない。その条例は、地方公共団体が制定するものであり（地方自治法 14 条第 1 項）、条例の制定・改廃の議決の権限は議会にあり（地方自治法 96 条第 1 項）、議会の出席議員の過半数で決定される（地方自治法 116 条）。その趣旨は、住民の利用に供すべき公の施設の設置が当該地方公共団体の遂行すべき重要な事業の一つであり、かつ、一般に相当額の予算措置を必要とするものであることから、地方公共団体の最も基本的な意思決定方式である議会の議決を経て制定される条例という法形式で直接個別的になされるべきとすることにあると解されている。

しかしながら、宗像市教育委員会教育部は、序議決定をもって工事場所を江口とすること決定したと学校関係者や PTA、保護者、地域住民に説明会で説明しているのであるから、権限のない行政庁によって行われた行政行為であり法律違反であることは明白である。

#### ウ. 支出負担行為

3月 22 日付けの住民監査請求の監査結果において、宗像市立玄海小学校の位置については、宗像市立学校設置条例には「宗像市牟田尻」、工事請負契約書類には「宗像市江口」と記載されており、一致していないとしている。

そうであるならば、工事請負契約は宗像市立学校設置条例に違反しており、宗像市会計事務規則第 38 条（1）に違反していることになる。工事請負費は、契約締結のときにおいて、支出負担行為として整理するのであるから、その時期までに宗像市立学校設置条例を公布しておき、その施行は公用開始を規則で実際に利用し供しうる状態になったときに施行する方法しかないのである。

よって、地方自治法 2 条 17 により、本件行為は無効である。

#### エ. 小中一貫教育の形態

宗像市立玄海中学校区における小中一貫教育の形態は、宗像市小中一貫教育の方針で示す小中一貫教育の類型のいずれにも合致していない。類型は小中一貫教育のこれまでの検証結果に基づいて策定されたものであるから、合致していない類型は検証結果のないものである。宗像市は地域住民・PTA に検証結果に基づくものであると虚偽の説明を繰り返して、その類型を推し進めてきたわけであるから、宗像市小中一貫教育の方針が条例、規則等でないにしても著しく不当な行政行為であり違法である。

小中一貫教育の類型は中学校区の裁量で決定しているが、中学校区における小中一貫教育の類型の決定行為は行われていない。そもそもその決定どころか小中一貫教育の類型についての話し合いは、玄海中学校区としては一度も開催されていない。それは、玄海小学校 PTA 会長が提出した意見文（資料 2）

の内容からも明らかであり、その説明すら受けていないのであるから、決定行為がなされているはずもない。

なお、宗像市教育委員会教育部は、説明会において玄海中学校の敷地内への移転改築につき特に反対はないものと判断したと述べるが、資料 3 のような保護者のアンケート結果であり、地域住民・保護者の意見を聴くこともなく進められた故にこのような事態になっているのである。

大阪府大東市のような事態でもならない限り、行政は問題に真正面から取り組まないのか。(資料 4) [REDACTED] 今後も同様の事態が起こらないか非常に懸念される。

#### オ. 住民自治

資料 2、3 のように、今回の事業に関して、地域住民・PTA は反対しているのである。地方公共団体は、その事務を処理するに当っては、住民の福祉の増進に努めるようにさだめる地方自治法に反していると言える。

(3) 監査の対象事項として上記のアからオまでの項目を希望し、監査結果の通知には、上記主張を割愛して要旨として記載するのではなく、全主張を要旨とすることなく掲載するように求める。

#### (4) 支出額の返還を求める対象者

対象となる職員の職名、氏名等

- ・市長 谷井博美
- ・井上裕之委員長 (教育委員会)
- ・川上美子委員 (教育委員会)
- ・平田良枝委員 (教育委員会)
- ・中岡政剛委員 (教育委員会)
- ・久芳昭文教育長
- ・教育部長灘谷辰生
- ・教育政策課長安部武彦
- ・学校管理課長占部晃
- ・会計管理者 氏名不明

#### 2.請求人

住所 宗像市 [REDACTED]

職業 [REDACTED]

氏名 [REDACTED] [REDACTED]

地方自治法第 242 条第 1 項の規定により、別紙事実証明を添え、必要な措置を請求します。

平成 25 年 4 月 4 日

宗像市監査委員 様

事実証明

- その 1 玄海小学校改築工事に関する工事費用
- その 2 玄海小学校 PTA 会長が提出した意見文
- その 3 学校評価アンケートの結果の公表
- その 4 新聞記事
- その 5 宗像市会計事務規則（抜粋）